

日液協第25～52号
平成25年9月25日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス設備士講習の申込みに伴う経験証明の適正化について
(注意喚起)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、商務流通保安グループガス安全室より、本省所管の液化石油ガス販売事業者が、自社従業員22名が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の4第2項の規定により高圧ガス保安協会が実施する液化石油ガス設備士講習の受講を申し込むに当たり、虚偽の経験証明をしたことが判明したため、別添のとおり注意喚起依頼がきております。

つきましては、会員各位におかれましては、不正証明が行われぬよう、下記について貴社内で周知徹底をお願いいたします。

敬 具

記

自社の従業員が液化石油ガス設備士講習（第2講習）の受講を申請するに際し、同従業員が「液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験を有する者」であるかを十分に確認した上で、経験証明を行うこと。

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当：飯田・岩田)

25商ガ安第10号
平成25年9月17日

液化石油ガス設備士講習の申込みに伴う経験証明の適正化について
(注意喚起)

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

今般、本省所管の液化石油ガス販売事業者が、自社の従業員22名が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の4第2項の規定により高圧ガス保安協会が実施する液化石油ガス設備士講習の受講を申し込むに当たり、虚偽の経験証明をしたことが判明しました。

具体的には、受講者が1年以上の液化石油ガス設備工事の作業に関する経験を有している場合に、受講時間が短縮される液化石油ガス設備士講習（以下「第2講習」という。）について、実際には、1年以上の作業経験がない者に関してこれを有している旨の経験証明をしたものです。

本件は、同法施行規則第92条の規定に基づき受講基準を定めた「液化石油ガス設備士講習規程を定めた告示」第3条に適合しない不適正な行為であり、商務流通保安グループガス安全室は、当該販売事業者に対し厳重に注意し、改善及び再発防止に関する措置を実施するよう指示しました。

ついては、今後、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、下記のとおり要請し、不正証明が行われないよう注意喚起します。

記

自社の従業員が液化石油ガス設備士講習（第2講習）の受講を申請するに際し、同従業員が「液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験を有する者」であるかを十分に確認した上で、経験証明を行うこと。